

災害時における保育施設の対応ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、各保育施設（保育所、認定こども園の保育部、小規模保育施設）の所在する地区に避難情報等が発令される等災害の危険がある場合において、利用児童、保育従事者等の生命と身体の安全を守るために、八女市と各保育施設の対応について定めるものです。なお、災害には、風水害、地震、火災その他人命に危険が及ぶ可能性がある事象を含むものとします。

2 保育施設の対応

各保育施設の開園・休園等の判断は、『警戒レベル3（高齢者等避難）』以上の避難情報等が発令された場合に、次の表により対応することを基本とし、八女市と発令対象地区の各保育施設で協議して決定します。ただし、特に必要があると認めるときは、避難情報が発令されない場合であっても協議を行うものとします。また、緊急、かつ、やむを得ない場合は、各保育施設の判断により休園等の措置がとれるものとし、緊急の措置を行った場合は、速やかに八女市に報告することとします。

（1）避難情報等発令時の対応

警戒レベル (避難情報等)	時 点	保育所等の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	開園時刻までに発令 または発令中	終日休園とし、保護者へ休園の連絡をする。
警戒レベル4 (避難指示)	開園時間中に発令	【安全確保】 あらかじめ保護者に周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。ただし、園内又は他の避難場所の方が安全と判断した場合はその場所に避難させる。
警戒レベル3 (高齢者等避難)		【保護者への連絡】 保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。

（2）避難情報等解除後の対応

時 点	保育所等の対応
午前6時まで解除	開園（開園時間及び給食の有無は園の判断とし、通常と異なる場合は保護者へ連絡する。）
午前6時から開園時間までに解除	原則開園（状況によっては休園。開園時間及び給食の有無は園の判断とし、通常と異なる場合は保護者へ連絡する。）
保育時間中に避難情報が発令され保育時間中に解除	災害の状況に応じた対応をしつつ保育を継続し、必要に応じて保護者へ「施設等の状況」を連絡する。

3 八女市からの情報提供

避難情報等（警戒レベル）の発令状況その他災害に関する情報については、適時、一斉配信メール等により各保育施設に通知します（翌日の開園等に影響のある情報については、その前日16時30分までを目途に通知します）。

4 休園等の判断に係る留意事項

休園等の判断に当たっては、総務省発出の「子育て支援に関する行政評価・監視」（3ページに抜粋掲載）の記載事項を勘案し、慎重に判断するものとします。

5 保護者への周知

- ・八女市は、ホームページや施設を通して本ガイドラインの周知を行います。
- ・保育施設は、園だよりやメール配信等で適時の保護者周知に努め、通常と異なる運営になる場合は、一斉配信メール等により速やかに保護者へ連絡するよう努めます。
- ・保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、園児の引渡し方法を定めておき、あらかじめ保護者への周知を図るものとします。

《参考》

■住民がとるべき行動

発令される警戒レベル（※1）ごとに、市民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は『「警戒レベル3」高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	災害状況及び住民がとるべき行動	市からの避難情報等 (新たな避難情報等)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保
＜警戒レベル4までに必ず避難＞		
警戒レベル4	人的被害の発生する危険性が（非常に）高いため、避難行動をとる。	避難指示
警戒レベル3	人的被害の発生する可能性が高いため、要配慮者（乳幼児等）とその支援者は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル1	災害の心構えを高める。	

※1 警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3から5は八女市が発表（発令）します。

《参考資料》

■「子育て支援に関する行政評価・監視」第2の6の(1)非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断の推進の【制度等】(平成30年11月付け総務省行政評価局結果報告書)

幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の施設長又は設置者は、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条又は学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされている。

これに対し、保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設については、その施設長、設置者等が自然災害発生時又は感染症流行時に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令はない。

厚生労働省では、保育施設等の役割が、家庭において必要な保育を受け難い乳幼児を預かることであることに鑑みると、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものの、保育施設等であっても乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていないとしている。

地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方、台風や大雨を伴う前線の接近、感染症の拡大等、発生が一定程度予測できる非常事態もあるため、臨時休園を迅速かつ適切に判断できるよう、臨時休園を行うための基準(以下「臨時休園の実施基準」という。)をあらかじめ設定しておくことは、日常と異なる環境下での保育に起因した事故の発生や感染拡大のリスクを避ける上で重要なものである。